

別 表

区分	支援内容 等
1 研修費用補助	<p><b>【支援内容】</b> 農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費への補助</p> <p><b>【交付対象者】</b> 本町に住所を有する認定新規就農者及び親元就農者</p> <p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修し、習得しようとする農業技術等が明確であること。</li> <li>・研修先、研修項目、研修に係る費用等が明確であること。</li> <li>・研修期間は、単年度であること。</li> </ul> <p><b>【補助率等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担額の2／3又は5万円のいずれか低い額</li> <li>・親元就農者である者が交付申請する場合、就農してから5年以内とする。経営移譲していれば開業届等、経営移譲していないければ親の青色申告決算書等を申請時に提出し、就農している事実と就農開始時期を明らかにすること。</li> </ul>
2 営農費用補助	<p><b>【支援内容】</b> 施設、機械等の営農に係る経費への補助</p> <p><b>【交付対象者】</b> 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、農業次世代人材投資事業(経営開始型)または新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の非交付対象者</p> <p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、機械の購入については整備する理由を明確にすること。</li> <li>・本人の名義で購入すること。</li> <li>・中古品ではないこと。</li> </ul> <p><b>【補助率等】</b> 自己負担額の1／2又は20万円のいずれか低い額</p>
3 就農奨励金	<p><b>【支援内容】</b> 50歳以上の認定新規就農者に対する就農奨励金</p> <p><b>【交付対象者】</b> 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、就農時の年齢が50歳以上の者</p> <p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたり専業として農業経営を続けていく意思を有すること。</li> </ul> <p><b>【補助率等】</b> 奨励金30万円の給付(1回限り)</p>